

LESSON

1

まずは中小企業の優遇税制の概要を押さえておこう



今月の特集のテーマは、「税額控除ができる中小企業税制」です。ひと口に「税制」と言っても、会社の利益に課される法人税、サラリーマンなどの個人に課される所得税や商品やサービスの消費に課される消費税など、いろいろな税金の制度があります。ここでは、法人税のうち「中小企業のための税制」、つまり、「中小企業税制」を取り上げていきます。

まず、そもそも、どうして中小企業のための税制があるのかを考えてみましょう。

「中小企業」と言っても、会社の規模はそれぞれです。上場企業に匹敵するほどの大きな中小企業もあれば、家族経営の会社、社長1人で経営をして

いる中小企業もあります。いろいろな形の中小企業がありますので、「中小企業」の定義は法律で定められています。

例えば、法人税法では、中小企業とは、基本的には、資本金の額等が1億円以下の会社を言います。

国税庁の令和4年度分の会社標準調査によると、日本の会社数は約291万社です。そのうち、資本金の金額が1億円以下の会社は約289万社です。中小企業は、全体の約99・3%を占めているのですね。

そして、これらの中小企業は、その企業が所在する地域に住んでいる人たちを雇っていたり、その地域の経済活動の中心を担っていたりします。いわ

ば、地域の経済と雇用を支えているのです。

そこで、このような中小企業を応援するため、中小企業が新しい設備を導入して生産性を上げようとする場合や、賃上げに取り組もうとする場合、デジタル技術を活用した事業変革に取り組む場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合など、さまざまな局面に応じて使える税制が用意されているのです。

利用するためには
所定の要件がある

前述しましたが、中小企業とは、基